

## 委託仕様書

### 1 業務名

ヘルスケアビジネス創出業務委託

### 2 実施期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 3 履行場所

横浜市内ほか

### 4 業務目的

横浜市では、平成28年度から「LIP.横浜」を立ち上げ、医療、介護、健康等の分野のビジネス創出を支援しています。平成30年度には、「よこはまウェルネスパートナーズ」を本格稼働し、ヘルスケアビジネス支援の環境が整いつつあります。

この活動の一環として、高齢者の生活の質の向上や高齢者の自立支援、それを支える現場の負担軽減に資する製品やサービスの創出（以下、総称して「ヘルスケアビジネス」という）を行います。

### 5 業務内容（令和2年度分）

個別マッチング・伴走型支援の業務を最重点業務とします。

#### （1） 個別マッチング（10件程度）・伴走型支援（5件程度）・導入支援（5件程度）

##### ア 個別マッチング

平成29・30年、令和元年度に行った調査で得たニーズに対して、サービス企業の持つビジネスプランを紹介・マッチングする機会を作ります。（それぞれのビジネスプランの中に少なくとも一社（団体）の市内事業者を含めること）

##### イ 伴走型支援・導入支援

マッチングを通じ、製品開発やサービス創出を見込めるビジネスプラン5件程度を目途に、伴走型支援を行います。（それぞれのビジネスプランの中に少なくとも一社（団体）の市内事業者を含めること）。ビジネスプランの内容、事業の方向性、創出までのスケジュールなどを総合的に判断し、事業計画のブラッシュアップ、モデル事業の実施、市場調査など、ヘルスケアビジネス創出のために最も適当と考えられる手法を用い、当事者や委託者と十分に協議したうえで支援を行うものとします。

また、伴走型支援の一環として、5件程度を目途に、市内介護事業者・薬局等への導入に向けた製品改良等の支援を行います。

## (2) イベント開催（2回程度）

マッチングや伴走型支援・導入につながるようなイベントを開催します。イベントが終了した後日、アンケート等により、イベントへの参加や交流会を通じたマッチング状況を把握し報告します。

### ア 企画するイベントのイメージ

- ・企業の開発者などが自社の開発案件や既成の製品・サービス等を紹介し、連携相手や実証実験先を探るためのマッチング会
- ・事業を行っている企業数社がプレゼンを行うピッチイベント
- ・集客が多く見込めるイベントにて、自社の製品・サービス等をPRするブース出展会
- ・交流会（名刺交換会、ドリンク・軽食付き）
- ・規模：概ね20～80名程度

### イ 想定される作業

- ・会場確保や講師候補者との日程調整など、セミナーの企画全般
- ・チラシ作成、広報（健康関連企業への周知など）
- ・当日資料の印刷
- ・参加申込みの受付・参加者名簿の作成、当日受付、司会等運営全般
- ・アンケート作成・集計
- ・イベント終了後の個別マッチング状況・件数の把握

## (3) ニーズへの企業提案募集

取りまとめたニーズについて横浜市経済局のホームページ等で公表し、平成29、30年と令和元年度ニーズ調査の内容と併せて、企業提案を募ります。

また、その他、効果的かつ多様な手法による企業提案募集を行い、広く企業の募集につなげます。

※平成29・30、令和元年度のニーズ調査（「求める製品・システム」の一覧表）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kenko-iryo/boshu.html>

有望な企業提案については、国・本市の開発費等に関する補助金申請に向けた準備を促します。

## 6 成果品

### (1) 事業実施結果報告書（簡易製本にて1部及び電子データ納品）

実証実験を含む各プロジェクトの成果を含めて作成してください。

### (2) ヒアリング実施記録（ヒアリング実施時）

### (3) サービス創出・製品開発時のプレスリリース資料、または国や自治体の各種補助金の申請書など、委託者が認める書類等

### (4) その他委託者が必要と認めるもの

## 7 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 本業務における「創出」とは、サービスや製品が市場に出回ることを指しますが、展示会への出展やモデル事業の実施、創出の前提となる事業計画の作成（事業の目的・内容・実施方法・効果・実施体制・工程・事業費・資金計画など、国や市の助成制度の申請書に設けられた各項目を作成すること）についても創出とみなします。
- (2) 本業務の作業内容に疑義のあるときは委託者の指示によります。
- (3) 契約に際しては、本委託仕様書、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款及び個人情報取扱特記事項を遵守することとします。
- (4) 契約に際しては、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。
- (5) 業務の実施にあたっては、常に委託者と密接な連携を図ってください。
- (6) 詳細事項及び内容について疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その承認を受けてください。

## 8 その他

令和2年度横浜市予算において、当該事業にかかる予算の減額・削除があった場合、または、内閣府の地方創生推進交付金の採択/非採択の状況により、当該事業は縮小又は中止します。

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。